

ウクライナ人道危機救援金の募集について

2022年2月24日に激化したウクライナをめぐる人道危機も半年を超えました。この間、赤十字はウクライナ国内そして周辺国で紛争の影響を受けて苦しんでいる人々に寄り添い、幅広い活動を展開してきました。

しかし、紛争が長期化し、これから中長期及び紛争終了後の復興・復旧に向けた支援が必要となることから、日本赤十字社は救援金の募集を延長しました。

○救援金名称 ウクライナ人道危機救援金

○受付期間 令和4年3月2日（水）～令和5年3月20日（月）まで

○受付方法

①救援金箱

次の場所に救援金箱を設置しています。

- ・社会福祉協議会本所（南郷屋 5-163 健康長寿センター内）
- ・社会福祉協議会黒磯支所（桜町 1-5 黒磯公民館内）
- ・社会福祉協議会塩原支所（中塩原 1-2 塩原公民館内）

※市役所の救援金箱設置は終了しました。

②窓口受付

社会福祉協議会の本所及び各支所の窓口でも受け付けています。

※受領証が必要な方は、社会福祉協議会の窓口をご利用ください。

この他、金融機関の窓口からも救援金を受け付けています。

■足利銀行・栃木銀行

足利銀行と栃木銀行の窓口から、直接日本赤十字社栃木県支部の口座に振込むことができます。足利銀行と栃木銀行の各店舗の窓口にあります専用の「振込依頼書」をご利用ください。（振込手数料が無料になります）

- ・振込依頼書には救援金の名称を記入してください。
- ・受領証が必要な方は、備考欄に「受領証希望」と記載してください。

■ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行から、直接日本赤十字社の本社の口座に振込むことができます。（振込手数料は無料です）

口座記号番号 00110-2-5606

口座加入者名 日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）

- ・通信欄に「ウクライナ人道危機」と記載してください。
- ・受領証が必要な方は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。